

令和8年8月4日

奈良県知事 山下 真 様

奈良県特別職報酬等審議会
会 長 平 越 國 和

知事及び副知事の給料の額について（答申）

令和8年7月9日付け人第179号で諮問のあった知事及び副知事の給料の額について、下記のとおり改定するよう答申する。

記

1 給料の額

知 事	月額	1, 2 3 4, 0 0 0 円
-----	----	-------------------

副知事	月額	9 6 3, 0 0 0 円
-----	----	----------------

2 改定理由

知事及び副知事の給料の額については、原則として、その職責の重要性を踏まえると同時に、社会経済情勢の変化を的確に反映したものとすべきである。

こうした中、我が国においては、近年、継続的な物価上昇基調を背景として民間企業における賃上げの動きが活発化しており、これを追う形で、一般職公務員の給与について全国的に引上げが行われているほか、特別職公務員についても国や他の都道府県において見直す動きが広がってきている。

一方、本県の知事及び副知事の給料については、平成 23 年以降長期間にわたり据え置かれてきたことから、今回、本審議会においては、現行の水準が昨今の社会経済情勢を的確に反映したものとなっているか、多角的な視点から審議を行うこととした。

この審議においては、多岐にわたる社会課題、行政課題に対応する特別職の給料として現行の水準は低すぎるという意見や、生活に困窮する県民もいる中で、そうした県民の方々も含め理解を得られるよう客観的なデータにより妥当性を説明すべき、といった意見が出された。こうした意見も踏まえ、審議に際しては、一般職公務員のほか他の都道府県や国の特別職の給与の推移に加え、各都道府県の県内人口、県内総生産の規模など、複数の社会経済情勢等を示す指標により分析を行った。

このような経緯のもと慎重に検討した結果、様々な参照基準のうち、前回改定以降の国特別職の累積改定率（+1.7%）を用いて改定することは、社会経済情勢に係る複数の客観的指標に照らしても一定の整合性があると認められることから、本県の知事及び副知事の給料の額について前記のとおり改定することが適当との結論に至った。

3 改定実施時期

この答申を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日
（公布の日が月の初日であるときは、その日）

4 付帯意見

- (1) 他の特別職（教育長、行政委員会の委員等）の給料の額について、同じ特別職である知事及び副知事と同様に改定することが妥当と判断する。
- (2) 今後の給料改定に係る方針及び審議会の開催時期については、次のような考え方によることが適当と考える。

先に述べたとおり、特別職の給料改定は、その職責や社会経済情勢を踏まえた水準とするべきである。

他方で、特別職の給与については、生活給というよりも職務給的

性格が強いものとされており、随時に改定を行う必要性が一般職公務員の場合と同程度に高いとまでは言えないことや、その改定に際し本審議会の開催をはじめ一定の手続きを要するといった事情がある。

こうした考え方や事情などを踏まえ、知事及び副知事の給与の水準の検討については、民間の賃金実態の変化やこれに伴う一般職の給与の改定状況等を契機としつつ、その頻度については、必ずしも毎年度行うこととするのではなく、少なくとも知事の各任期において一度、必要な見直しを行うことを基本とする。